

論文の内容の要旨

論文題目 現代海洋法の歴史的形成過程における領域性と機能性

氏名 西本 健太郎

現代の海洋法秩序の特徴は、その機能的な性格にあるといわれる。現代海洋法の基本的枠組みをなす国連海洋法条約においては、沿岸からの距離に基づいて海洋に地理的な区分を設けつつ、同じ海域でもその利用態様により異なった法制度を適用することによって、機能的な管轄権の配分を行っている。このような現代の海洋法秩序の姿は、排他的主権の海としての領海と包括的自由の海としての公海という海洋の二元的秩序から、沿岸国の管轄権が機能的に拡大して形成された「新たな秩序」であるといわれてきた。

本論文の目的は、国家の沿岸海域における権限の根拠を「領域性」と「機能性」の分析概念を使って跡付けることによって、現代海洋法の成り立ちとその基層をなす構造を明らかにし、海洋法秩序が領海・公海の二元的秩序から機能的な秩序へと発展を遂げたとする図式的な理解を再検討することにある。沿岸海域における国家の権限については、自国に隣接する一定海域をあたかも国家の領土の延長のように捉え、それゆえにその範囲内で国家は自国領域において有するのと同様の包括的権限を行使できるという構成がある一方で、国家は特定の機能的な目的のために、その目的ごとに一定の範囲において権限を行使するとの構成もなされてきた。本論文は、現代の海洋法秩序が成立するまでの歴史的形成過程を検討し、現代に至るまで一貫して、海洋法秩序は領域性と機能性の両契機の交錯と調整の間で展開してきたことを示す。このことを通じて、領海・公海の二元的秩序から機能的な秩序へという一般的な海洋法の歴史理解を見直すとともに、現代の海洋法が直面してい

る様々な問題や、国連海洋法条約の下で未解決の解釈上の問題を議論する前提を提供しようとするものである。

まず第1章では、海洋法の本格的な歴史の出発点である、17世紀における海洋領有論争を検討している。本論争は一般的に、狭い領海と広い公海という二元的秩序が形成される契機として評価されてきた。本章では、海洋の領有をめぐる議論の中での法概念の用いられ方を検討した上で、そこでの議論の対立軸が、国家の権限について領域的な構成と機能的な構成のいずれをとるのか、そして沿岸海域を一般的な制度として構成するのか否かにあったことを明らかにし、この点がその後の海洋法の展開にとって特に意義を有することを指摘している。

第2章では、海洋領有論争以後18世紀末までの時期を対象に、沿岸海域における国家の権限について、学説・国家実行の両面から検討している。通説は、沿岸国の砲台の射程範囲を基準として実効的支配に基づく海洋領有を論じたバインケルスフークの説において、海洋の二元的秩序が完成したと捉える。しかし、同時期の学説には、沿岸海域に対する領有権を肯定しつつも、漁業や安全保障といった面での国家の利益に基づいて沿岸海域の領有の必要性を議論するものもあり、海洋の領有を肯定する学説のなかにも機能性の契機を垣間見ることができる。また、中立の維持と自国領域の保護、沿岸海域からの外国人漁業の排除、そして関税監視および衛生管理に関する国家実行の検討からは、沿岸国の利益を保護する必要性に応じて国家が権限を行使していたことが指摘される。学説における一体的な領域としての領海の領有という法律構成は、様々な目的のためのそれぞれ異なる範囲における権限行使という国家実行との整合性に問題を抱えており、すでに領海3海里主義が確立していたとされることすらある18世紀末の時点においても、沿岸海域の法的理解にはなお未熟な部分が残されていたことが明らかとなる。

第3章では、19世紀における各国の国家実行を、英国、米国、そして欧州大陸諸国の三つに分けて立法を中心に検討し、それぞれに沿岸海域に対する国家権限について異なった理解が存在していたことを明らかにしている。英国では、19世紀半ばまで、いわゆる徘徊条例の下で比較的広い海域に対し権限が行使されていたが、19世紀後半には権限行使の範囲が3海里に収束した。英国では、この3海里の海域は国家領域の一部であると解されるようになるとともに、それ以遠の公海において、沿岸国は原則として一切の権限を行使できないとする見解が確立するようになる。他方、米国では、英国と同様に領海は国家領域の一部であるとの理解がとられながらも、一定の場合においては領海外における域外管轄権の行使を肯定する見解が判例法として確立し、関税法の分野を中心にこの理解に基づいた国家実行が蓄積されていった。これに対して、欧州大陸諸国の多くでは、領海の範囲は権限行使の目的ごとに異なりうるとする理解に基づく国家実行が蓄積されていた。19世紀におけるこのような状況は、領海・公海の二元論という単純な図式には収まりきらないものであったことが指摘される。

第4章では、第3章で明らかにした3つの領海概念が、19世紀中にどのようなかたちで

相互に主張・議論されたのかを、国家実行・学説の検討を通じて明らかにしている。前半では、英国、米国、欧州大陸諸国の三者間に生じた海洋紛争を取り上げ、それぞれの理解の輪郭を他の立場との比較によって明らかにしている。後半では、19世紀の学説の状況を検討し、沿岸海域の領域的構成と海洋利用の機能的必要性との間の緊張関係は、海洋の利用密度の増加に伴ってむしろ高まっていたことを指摘する。特に19世紀後半に無害通航権が確立し、また海洋利用が拡大するのに伴い、領海を国家領域であると捉えて領海における国家の権限をその領域性に根拠づける見解と、国家領域ではなく一定の管轄権を行使しうる海域であると捉えて、領海における国家の権限を機能的に説明する見解との間で領海の法的地位が議論された。本章では、こうして20世紀初頭に至るまで沿岸海域における国家の権限の法的理解がなお混乱していたことが示される。

第5章では、近代的な領海概念成立の契機とされる1930年のハーグ国際法典編纂会議における議論と当時の学説および国家実行を検討し、その歴史的な位置づけについて考察している。一般に、沿岸国の主権下にある海域としての今日的な領海概念は、同会議の帰結として確立したと理解されている。しかし、同会議では領海幅員の問題は解決に至らず、また領海外で行使しうる権限についても合意がなかったことから、会議の帰結として領海の主権説（領土説）が確立したとしても、それは必ずしも沿岸海域で国家実行上行使されていた権限の全てが領海に対する主権概念によって整理されたことを意味するものではなかったことが明らかとなる。

第6章では、以上の歴史的な流れを踏まえて、追跡権、接続水域、大陸棚、そして漁業水域といった制度の形成過程を検討して、これらが領海・公海の二元的秩序から新たに生じた機能的制度であるとする捉え方に再検討を加えている。第1に、沿岸海域における取締りの機能的必要に応じて19世紀以降急速に形成された追跡権については、領海概念の成立と並行した沿岸国管轄権の機能的な拡張と位置づけることもできるものの、その形成時期からみれば、むしろ追跡権制度の確立が領海と公海の二分法の成立を可能としたと評価することもできることが議論される。第2に、接続水域については、領海・公海の二元的秩序を前提として、領海外における機能的管轄権の行使が認められるようになって成立したものではなく、元々機能的に行使されていた国家の権限が領海における権限と接続水域における権限に分離したものと評価すべきであることが指摘される。第3に、大陸棚および漁業水域の制度は、機能的な拡大であるにとどまらず、それまで領域的構成によってしか説明できないとする考え方が支配的であった海洋資源の独占を、大陸棚については、その上部水域における海洋利用との切断を図ることによって、漁業水域については、海洋生物資源の独占権を機能的な権限として構成することによって解決した点に大きな意義があることが指摘される。こうしたあり方は、海洋法に古くから存在してきた機能的な理論構成に異質な要素を取り込みながらもこれを一層進めるものであり、その後の排他的経済水域制度も含めた現在の海洋法秩序の特質もこの点にある。

終章では本論文における海洋法の歴史的な理解に関する結論と、その現代海洋法の理解

に対する意義をまとめている。海洋法の歴史的な理解に関する結論は、領域的な二元的秩序からの機能的な拡大という通説的な理解に反して、機能的な権限行使という構成は歴史を通じて重要な意義を持っており、海洋法は領域性と機能性の両契機の交錯と調整の間で展開してきたというものである。このことの現代海洋法の理解に対する意義としては、第1に、海洋法における主権概念と管轄権概念の関係を整理し、特に管轄権概念の意義を明確にしたことが挙げられる。第2に、国家管轄権の調整をめぐる解釈論の基礎を提供するものとしての意義がある。すなわち、本論文の帰結からは、沿岸国の権限を海域の領域性から引き出すことはできない一方で、資源の独占や海洋環境の保護など従来は領域性と結びつけられてきた権限が機能的に構成されるようになったことが、現代の海洋法において国家管轄権の調整に困難をもたらすことが指摘される。終章では最後に、この点をめぐる具体的な事例を例示的に議論することを通じて、このような構造が今後の海洋法秩序にとって持つ意義を検討している。こうした構造のなかで安易に陸域の法秩序を類推する「領域化の誘惑」に負けることなく、多様な海洋利用をめぐる国家間の管轄権の調整を図って行くことこそが、今後の海洋法秩序に課せられた最も重要な課題である。